

議案第9号

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例  
墨田区公衆便所に関する条例（昭和39年墨田区条例第21号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表栗原橋際公衆トイレの項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

横十間川の修景整備に伴い、栗原橋際公衆トイレを廃止する必要がある。